

山村留学における保険料の誤徴収について

1. 事案の概要

- 1) 大田市で実施している山村留学事業において、本来、市が負担すべき賠償責任保険料を誤って参加者から徴収していた。

【山村留学の実施にあたり加入する保険】		全国山村留学協会総合保障制度 (引受：三井住友海上火災保険㈱)
① 傷害保険	➡	参加者負担
・参加者が偶然的な外来の事故等により、身体に怪我を被った場合に適用		
② 賠償責任保険	➡	大田市負担
・施設所有者の賠償責任 センターの階段の手すりにもたれた際、手摺が壊れて怪我をした等に適用		
・生産物賠償責任 センターで調理した食事で食中毒をおこした等に適用		
・受託者賠償責任 センターで学園生から預かったものを壊してしまった等に適用		
※①・②の保険料の合算額を参加者から徴収し、納付していた。		

- 2) 賠償責任保険料を誤徴収していた期間、延べ対象者、金額

・長期留学生

平成 16 年度から令和 5 年度 延べ 237 人 953,305 円
(年間の保険料額) 一人当たり 3,515 円～4,687 円 (年度で異なる)

・短期留学生

書類が現存している平成 27 年度から令和 5 年度
延べ 847 人 70,217 円
(1 回の保険料額) 一人当たり 22 円～180 円 (年度及び日数により異なる)

計 延べ 1,084 人 1,023,522 円

2. 今後の対応 (保険料の返還)

- 1) 誤徴収した保険料の返還金等の予算化

- ・令和 6 年 9 月補正予算に「山村留学センター保険料返還金」として

返還金：1,024 千円 事務費：454 千円 計：1,478 千円を上程予定

- 2) 該当者への保険料の返還

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 8 月中 | 対象者に事情説明文書送付 |
| ② 10 月上旬までに | 対象者に振込案内文書送付 |
| ③ 11 月中旬 | 第 1 次返還金請求申請〆切 |
| ④ 12 月下旬 | 対象者への振込 (初回) |

以降③・④を随時繰り返し

※平成 26 年度以前の短期留学生は領収書等の証拠書類が確認できれば返還する。

※ホームページ・広報への掲載により周知する。

3. 令和 6 年度の事務処理

- 1) 令和 5 年度まで、参加者から徴収した保険料を市の会計を通さず、直接、NPO 法人全国山村留学協会に納付していた。

➡ 令和 6 年度は、参加者からは傷害保険料のみを徴収、損害賠償責任保険料は市の負担として、市の会計を通して保険料総額を納付済